

**新型コロナウイルス感染症（NCOVID）の影響を受ける企業に対する納税延期について**

2020年4月8日、ベトナム政府は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける企業、組織、個人等に対し、税金および土地使用料の納税を延期することを定めた、政令 No. 41/2020 / ND-CP 号（以下、政令 41 号）を発行しました。

その概要は以下の通りです。

**I/ 税金と土地使用料の納付は5か月間延期**

各税務	延期対象	延期期限	対象
付加価値税 (VAT)	2020年3月、4月、5月、6月（月次申告の場合）又は2020年第1・第2四半期（四半期申告の場合）の付加価値税 但し、輸入付加価値税は対象外	月次申告：2020年9月20日、10月20日、11月20日、12月20日 四半期申告：2020年9月30日、12月30日	政令 41 号の全 5 グループ
法人税 (CIT)	2019年確定申告及び2020年第1・第2四半期の法人税 2019年確定申告の法人税納付を済ませている場合、他の税金と相殺する事が認められています。	法人税の納付期限から5か月間	
個人事業主の付加価値税 (VAT)、個人所得税 (PIT)	2020年に発生する家計や個人事業主の付加価値税及び個人所得税	2020年12月31日	政令 41 号のグループ 1, 2, 3
土地使用料	政府から直接土地使用し、毎年の支払条件がある場合、2020年第1期の土地使用料	2020年10月31日	政令 41 号の全 5 グループ

**II/適用される対象**

グループ 1, 2, 3 新型コロナウイルス感染症 (NCOVID) の影響を受ける特定分野の事業を行う企業、組織、個人、家計	1/以下に該当する生産事業 -農業、林業、水産業など -食品製造業、縫製業、電子機器製造業、パソコン製造業、自動車製造業など -建築事業
--	---



	<b>2/以下に該当するサービス事業</b> -輸送、倉庫、宿泊、外食、教育、医療、不動産事業、人材サービス事業、旅行代理店、観光ツアー事業など <b>3/主要な機械製品の生産開発事業</b>
<b>グループ 4</b> 中小零細企業	法令 No. 04/2017/QH14 及び法令 No. 39/2018/ND-CP に定義される企業
<b>グループ 5</b> 金融機関、外国銀行の支店	ベトナム国家銀行の指導に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける企業、組織、個人への支援を実施する金融機関や外国銀行の支店

### III/納税延期適用の手続き

延期対象となる納税者は、2020年7月30日までに、管轄税務署に対し法令の付属書の納税延期申請書を月次又は四半期申告時に提出する必要があります。

### IV/ お問合せ

詳細は以下の Email アドレスまでお問合せ下さい。

AIC VIETNAM CO., LTD

E-mail: [advisory@aic-vietnam.com](mailto:advisory@aic-vietnam.com)

Tel: 84-024-39765761

#### HA NOI HEAD OFFICE

8F, Vinafor Building, 127 Lo Duc,  
Hai Ba Trung, Hanoi  
Tel: +(84)24 - 39 765 761  
Fax: +(84)24 - 39 765 762

#### YOKOHAMA BRANCH

6F, Yokohama World Porters, 2-2-1  
Shinko Nakaku, Yokohama-shi,  
Kanagawa-ken, Japan  
Tel: +(81)45 - 222 - 2052 (ext.5673)

#### DANANG OFFICE

Zone G, 5F, Danang Software Park, 02  
Quang Trung, Hai Chau Dist., Danang  
Tel: +(84)236 - 3 898 325  
Fax: +(84)236 - 3 898 326

#### HO CHI MINH OFFICE

PSO Business Center, 15F, LIM  
Tower II, 62A Cach Mang Thang  
Tam, Ward 6, Dist. 3, HCM City  
Tel: +(84)28 - 71 088 468